

供託手続関係

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

神戸地方法務局龍野支局

神戸地方法務局龍野支局において取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

現行の取扱店：**日本銀行龍野代理店**
(三井住友銀行龍野支店)

取扱店変更日：**令和3年2月1日(月)**

新たな取扱店：**日本銀行姫路代理店**
(三井住友銀行姫路支店：姫路市呉服町54)
営業時間：9時から15時まで

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行龍野代理店(三井住友銀行龍野支店)において納付手続を行うことはできません。

✓ 金銭の供託については、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに、「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に行かずにゆうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問い合わせください。

〒679-4167 たつの市龍野町富永879番地2

神戸地方法務局龍野支局 電話：0791-63-3221

日本銀行代理店の廃止・集約に伴う 供託事務の取扱いに関するQ&A集

- Q 1 神戸地方法務局龍野支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。 1
- Q 2 今まで日本銀行龍野代理店（三井住友銀行龍野支店内）に納付していた供託金は、令和3年2月1日(月)からどこに納付することになりますか。 . . . 1
- Q 3 供託金は、三井住友銀行龍野支店にある日本銀行龍野代理店では納付できなくなるのですか。 1
- Q 4 日本銀行姫路代理店（三井住友銀行姫路支店内）は遠方のため、供託金を神戸地方法務局龍野支局付近で納付することはできませんか。 1
- Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。 1
- Q 6 電子納付の方法を教えてください。 2
- Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください)を超える場合は、どうすればいいですか。 2
- Q 8 令和3年2月1日(月)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。 2
- Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。 2
- Q 10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。 2
- Q 11 日本銀行龍野代理店（三井住友銀行龍野支店内）での小切手の換金は、いつまで可能ですか。 2

Q 1 神戸地方法務局龍野支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。

A 日本銀行の代理店集約・廃止に伴い、令和3年2月1日(月)から三井住友銀行姫路支店内にある日本銀行姫路代理店へ変更されます。

Q 2 今まで日本銀行龍野代理店(三井住友銀行龍野支店内)に納付していた供託金は、令和3年2月1日(月)からどこに納付することになりますか。

A 日本銀行姫路代理店(三井住友銀行姫路支店内)に納付することになります。

Q 3 供託金は、三井住友銀行龍野支店にある日本銀行龍野代理店では納付できなくなるのですか。

A 令和3年2月1日(月)以降は、三井住友銀行姫路支店内にある日本銀行姫路代理店でしか納付できません。

Q 4 日本銀行姫路代理店(三井住友銀行姫路支店内)は遠方のため、供託金を神戸地方法務局龍野支局付近で納付することはできませんか。

A 「振込」方式により納付する場合は近隣の金融機関から納付することができますが、別途振込手数料が必要となります。

また、ゆうちょ銀行やペイジー対応の金融機関のATMまたはインターネットバンキングで納付する方法(「電子納付」)があります。手数料は一般的にはかかりません。

「振込」又は「電子納付」による供託申請の場合は、申請の際に「振込」又は「電子納付」により納付する旨を係員へお申し出ください。供託書正本は、「振込」又は「電子納付」による入金を確認できてからのお渡しとなります。

Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。

A 供託の手続きは、インターネットを利用する方法でもできます。

インターネットによる申請方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りあります(複雑な供託でなければ、「供託かんたん申請」が簡便です)。

詳しくは、「供託ねっと」で検索いただくか、法務局窓口でお尋ねください。

Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A ゆうちょ銀行やペイジー対応の金融機関のATMまたはインターネットバンキングで納付できます。手数料は一般的にはかかりません。

ただし、ATMには利用上限額がありますので、各金融機関に上限額をご確認ください。

また、インターネットバンキングのご利用に当たっては、金融機関との契約が必要です。

Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください)を超える場合は、どうすればいいですか。

A 令和3年2月1日(月)以降は、三井住友銀行龍野支店の供託官口座へ振り込むことにより納付する方法(振込方式)、または、三井住友銀行姫路支店内にある日本銀行姫路代理店窓口で直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。

なお、振込方式の場合は別途振込手数料が掛かります。

Q 8 令和3年2月1日(月)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。

A 法務局での受理決定後、午後3時までに日本銀行姫路代理店で納付するか、ATMによる電子納付(利用上限額に注意)後に再度法務局に出向き供託書正本を受領するかのいずれかの方法になります。

Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和3年2月1日(月)以降は、三井住友銀行姫路支店内にある日本銀行姫路代理店で寄託し、又は、受け取ることになります。

Q10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。

A 変更ありません。

Q11 日本銀行龍野代理店(三井住友銀行龍野支店内)での小切手の換金は、いつまで可能ですか。

A 令和3年1月29日(金)午後3時までとなります。